

関係条文

※ 地方独立行政法人法

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならぬ。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならぬ。

3 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。



(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第二十八条 1～2 (略)

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

※ 岐阜県地方独立行政法人法施行細則

(中期目標の期間における業務の実績報告)

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後三月以内に当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。